

日本材料学会優秀講演発表賞規程

平成16年2月20日決定

第1条 本会は日本材料学会優秀講演発表賞（英文名，JSMS Award for Best Presentation）を設け、本規程によって本会会員個人に授賞する。

第2条 本賞は総会・学術講演会における特に優秀な講演発表者に対して授与する。

第3条 本賞は賞状とし、副賞は設けない。受賞者の発表は学会誌および本会ホームページにて行う。

第4条 受賞対象者は満35歳未満（当該年度4月1日現在）の会員で、受賞は1人に対して原則1回とし、学生会員（講演申込み時）として受賞した場合は、正会員または賛助会員としてさらに1回受賞できることとする。

第5条 優秀講演発表賞選考委員会は、受賞者の発表を迅速にするため企画事業委員会に置く。選考委員長は企画事業委員長とし、オーガナイズドセッションの代表者および企画事業委員若干名をもって構成する。本選考委員会は選考結果を直近の理事会に報告する。